

(様式第1号)

平成26年度 第2回芦屋市子ども・子育て会議 会議録

日 時	平成26年7月11日(金) 10:00～12:00
場 所	芦屋市役所 南館4階 大会議室
出席者	会 長 大方 美香 副 会 長 寺見 陽子 委 員 下岡 きみ代 委 員 飯田 眞美 委 員 末谷 満 委 員 金光 文代 委 員 山本 眞 委 員 安里 知陽 委 員 有馬 直美 委 員 友廣 剛 委 員 加納 多恵子 委 員 半田 孝代 委 員 守上 三奈子 委 員 橋本 亮一 委 員 三柴 哲也 委 員 藤原 寛子 委 員 伊田 義信 委 員 三井 幸裕 欠席委員 英 真希子 欠席委員 北川 知子 事務局 子ども・健康部子ども政策課長 宮本 雅代 子ども・健康部子ども政策課主幹 中塚 景子 子ども・健康部子ども政策課係長 田中 孝之 子ども・健康部子ども政策課主査 阿南 尚子 子ども・健康部子ども政策課主査 津村 直行 子ども・健康部子ども政策課主査 山中 朱美 子ども・健康部子ども政策課主事 井村 元泰 芦屋市子ども・子育て会議関係課 子ども・健康部子ども課長 茶嶋 奈美 子ども・健康部保育課長 伊藤 浩一 子ども・健康部保育課係長 長澤 淳子 子ども・健康部健康課長 越智 恭宏

	教育委員会社会教育部青少年育成課長 田中 徹
事 務 局	こども・健康部こども政策課
会議の公開	公 開
傍 聴 者 数	10人

1 会議次第

<開会>

- (1) 開会の挨拶
- (2) 会議運営上の説明

<議題>

- (1) 前回会議での意見の集約について
- (2) 家庭的保育事業等の設備及び運営の基準について
- (3) 放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準について
- (4) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準について
- (5) その他連絡事項

<閉会>

閉会の挨拶

2 提出資料

- 資料1-1 芦屋市の子ども・子育て支援に関する調査に基づく「量の見込み」ワークシート
- 資料1-2 放課後対策の総合的な推進について
- 資料1-3 「幼児期における学校教育・保育」と「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込みと確保にあたっての圏域の考え方
- 資料2-1 小規模に関すること
- 資料2-2 地域型保育事業における保育士の配置比較表
- 資料2-3 深刻化する保育士不足の記事
- 資料2-4 「女性が輝く日本」の実現に向けて（抜粋）
- 資料2-5 小規模保育事業B型の公定価格試算
- 資料3-1 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（案）
- 資料3-2 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について
- 資料3-3 基準の比較の論点
- 資料4-1 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（案）
- 資料4-2 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準案の概要
- 資料5-1 「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」に係る官報誤報について
- 資料5-2 官報正誤表（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準）

3 審議経過

<開会>

- (1) 開会の挨拶
 - 【事務局から開会の挨拶】
- (2) 会議運営上の説明
 - 【事務局より会議の運営等について説明】
- (3) 資料の確認

【事務局より資料確認】

<議事>

(1) 前回会議での意見の集約について

(会 長) 議題の1つ目、前回の会議の意見の集約ということで、事務局からまず説明をお願いしたいと思います。

【事務局より資料説明（前回会議での意見の集約について）】

(会 長) ありがとうございます。何か質問等ございますか。続いて議題2の家庭的保育事業等の設備及び運営の基準について、これも前回の続きということで、事務局よろしくお願いします。

(2) 家庭的保育事業等の設備及び運営の基準について

【事務局より資料説明（家庭的保育事業等の設備及び運営の基準について）】

(会 長) 今日の資料2-1の所で、0歳児が3対1、1・2歳児が6対1という配置が国基準であり、芦屋市は0歳児3対1は同じですが、1・2歳児は5対1ということで国基準よりも子どもに手厚い状態で実際の保育は行われています。そこが前回議論となって、国基準とするのかそれとも芦屋市基準とするのか。芦屋市基準とするには市がお金をある程度負担してもらわなければいけないという前提が当然出てきます。もう1つは保育に従事するという資格の問題で、資料2-3の説明は保育士が不足しているということです。乳児の受け入れ先を増やした結果、実際に働く人が不足しているという現実があります。さらに小規模型と裾野を広げて行くと、ますます人材不足となります。大学は特にそうですが、この5年間でますます学生数が減っており、その中で保育を選ぶ人、さらに保育所に勤める人が減り、受け皿と需要と供給が合っていないというのが現実問題としてあります。その中で最近出てきた事として、子育て支援員がありますが、これは介護で言うところの介護福祉士という国家資格に対してヘルパーという資格があり、ある程度研修を受けたら一般の方でもヘルパーとして介護の現場に出ているのと同じような事で、子どもの保育においても保育士が不足しているので子育て支援員という研修を受けた方々が保育現場に入っていくというようなことも議論されています。全員が資格がある人ということが望ましいと個人的には思いますが、人材が実際に来てくれなかったら保育所が運営できないと、小規模型をやろうと思ってもオープンできないという課題が残ってくると思います。そこで皆様のご意見をいただいて、ある程度方向性を芦屋市として決めて行かなければならないと思います。

(友廣委員) 人材不足の話がありましたが、質を高くするには人が必要だと思います。私も資格試験に携わっているのですが、人材不足になると合格基準を下げていくような流れがたぶん出てくるのではと思います。過去の例では、介護福祉士の資格も人材を出さなくては行けないので、受かりやすくなったということがあると思い

ます。ですので、高い基準で保育士を雇っていただきたいと思います。保育士不足の原因である給与水準について上げるようなことを芦屋市としてはできないのですか。

（会 長）医師・看護師と同じ水準くらいの待遇に保育士がなればあつという間に人がくると思います。あまりにも待遇が悪いので、小学校の先生よりもずっと低い形になっていますから、保育士も食べていきにくいと聞いています。

（半田委員）待遇改善も必要だと思いますが、保育士の資格を持っている友達などに聞きますと、親の要望とか苦情の処理をするシステムがしっかりしていないと、個人では対応できないかなと思います。

（会 長）コーディネートする部分の1人の役割が大きすぎるということですね。

（飯田委員）人数の話ですが、保育園というのは7時から夜の19時まで開いているので、単純に人数だけ当てはめて、1人の人が朝早くから夜遅くまでいる訳ではありません。配置基準はありますが、実は見えない人数がたくさんいて、朝早く来てもらうパートの方、夕方遅くまで来てもらうパートの方、昼間手伝いに入るパートの方、休みや研修に行ったりする時に代替で入ってもらうパートの方など、たくさんのパートの方を含めてそこにいる人の数だと思っていただくとよいのですが、必要な人数を確保するために、いろいろな働き方の人が保育所にはいて、運営されているということを考えていただきたいと思います。今よりも基準がよいとか、そういう単純な発想で見てもらうと困ると思います。前の会議の時に、資格も大切だけれども数を揃えて欲しいと言ったのですが、もう一度考えていると、新しくできる地域型保育は、0歳児から2歳児の子どもが同じ施設の中にいると思います。今の認可保育園、あるいは公立保育園などでもそうですが、0歳児と2歳児が同じ空間にいることはまず少ないことだと思ってください。0歳は0歳の発達、2歳になるともっと細かい作業ができるようになってくるし、そういうところは発達させなければならないということがあるということは、おもちゃや好む物がそれぞれ違ってくるので、2歳児と0歳児が同じ空間にいる事を想像すると、2歳児が使っているものを0歳児が口にしたら誤飲が起こってしまうだろうという危険があります。保育所で働いている者はすぐにわかると思います。今の人数でも一杯いっぱいと言われているのに、一緒に入れると危険が増すということを、待機児童が多い中でその事業をやめてくださいとは言いませんが、そのような危険な施設ができてくるということを、一定の国基準だと良いとか悪いという議論ではなくて、そこにある潜在的な危険を考えた上で、目の数はたくさんあった方がよいと思います。配置基準でしか数は表せないとしたら、単純にその数は増やして欲しいと考えます。

（会 長）具体的比率は5対1にするということですか。

（飯田委員）最低、芦屋の認可基準より下げることは考えないで欲しいと思っています。

（橋本委員）基本的な疑問ですが、この子育て支援員に想定している人たちに、現状の保育士資格を取らせるということはかなり非現実的なことなのではないでしょうか。保育士資格はどれぐらい取るのが難しいのか、大変なのかという知識がないのでその辺りを教えていただきたいと思います。

（会 長）2つの資格の取り方がありまして、1つは養成校と言われる学校に入学する。もう1つは国家試験を直接受けるということがあります。

（友廣委員）たくさん保育士を出すために今やっているのは、幼稚園教諭の方に保育士資格を取りやすくして、幼稚園教諭の方がいくつかの科目だけ講習を受ければ保育士

の資格が取れるとか、また逆もありますが、そのような道を作ったりしています。

(会 長) 国家試験の合格率は2割ぐらいですごく低いです。試験が難しいと言うより専門科目なので、自分で勉強して試験を受けるということではなかなか難しいです。医師の国家資格は医学部を出た人が受けるので勉強をしてきた続きですが、保育士の場合は、勉強してきた人は卒業と同時に資格は大体もらえるのですが、自分で受ける人というのは、全部の科目を自分で勉強して受けるので合格率は凄く低いというのが現実です。

(橋本委員) それだけ保育士になるには習得をしなくてはならない知識や技術がたくさんあるということですね。

(会 長) 0歳から18歳までが児童福祉法の対象で、保育所だけでなく児童養護施設や全部の福祉職としての保育士の資格なので、適用範囲がすごく広いだけに、実際資格を取るための勉強はもの凄く大変です。幼稚園は3歳から就学前という年齢であって、幼稚園ということを対象としています。保育士は守備範囲が広いのです。

(副会長) 私はそれで資格を取ったのですが大変でした。幼稚園の場合は学校教育の部分だけですが、福祉になると、社会福祉から医学全般に至るまで全て科目にあります。私が取った当時は3年間の猶予があって、取れた科目は貯めていくような形でしたが、今、システムは少し変わっています。今のご質問のことで言えば、子育て支援員の資格を取って就職して、資格勉強をして保育士の資格を後から取るということはシステムの的には困難ですが可能です。芦屋市が連動したシステム作りをしておいて、一旦これで出し、その後保育士の資格を取ってくださいというルートをシステムの的に作られたらどうでしょうか。

(下岡委員) 保育士資格にこだわっているんで、自分が学生時代にほとんどの方が幼稚園2級免許と保育士資格を取っていました。保育に関する所にいたので、学校教育の形ではなく、保育大学を出ると大体2種を一緒に取るのですが、保育資格の方は教科がたくさんあるということは実感していて、実習先でも養護施設等いろいろな所に行ったので、自分の中での保育士の資格はそういうもので、その中の保育所に勤めているという位置付けだと思っていたので、保育士資格は大事であると思っています。一定の質を保つためには資格は大事であると声を大にしよう一度言おうと思って来ました。なおかつこの人数に関しては、11時間の通常保育と1時間の延長保育も含めて、どの時間帯で区切っても配置基準が守られるように保育所はなっています。そうしようと思ったら、1人1人の勤務時間をずらしていきつつ、その人が抜けた所に誰かが入り全ての基準を満たすようにし、だからといって、朝の9時から10時半位の重なっているこの時間帯だけが守られたらよいというのではなく、むしろこの両端の部分が手薄になるからこそきちんと守らなければいけない。手薄になる時間帯こそ資格が必要と自分の中では思っているんで、ここだけは譲れないともう一度言おうと思っています。

(会 長) 今のご意見は、資格も人も大事であるということですね。

(下岡委員) 現場の保育士として譲れない所です。

(三井委員) 資格は大事だと考えています。その時間帯の中では、配置基準を決めれば人数がいらないということになりますと、3人と決めていても3人だけ確保できればよいということではないので、時間が長いのでシフト体制を組むことになると、3人プラスαという人数が必要ということになります。決めごとになりますと、当然保育士の確保ということをしていくべきであると分かるのですが、かと言って

具体的にこの事業を進めていく中で、当然我々も国・県に確保についての要望をしていかななくてはなりませんやっています。しかし、具体的に4月以降に事業を展開していく時に、国と比較してあまりにも高い基準を付けてしまった時に、事業を考えておられる方がそこで保育所を作っていただけるのかと考えた場合、新制度が全国一斉にスタートしていますから、当然先行も含めて保育所がどんどん作られていて、特に小規模は認可外という形であまり法的な支援も無かった所に支援をして行きましょうということになってくると、保育士が確保できないという実態を見た場合に、保育士の資格というのはできれば確保したいと思いますですが、そこにこだわり過ぎて、看板は掲げたけれどもどなたも参画できない、その中で待機をしてしまう子どもが出ることを考えると、苦渋の選択になりますが、国の基準というのはやむを得ないと思います。当然このままよしとすることではなく、行政の役割としては国に申し入れをしていきます。保育士の待遇がとても低いという中で、そこは国も当然分かっていますのでまだまだ不十分だと思えますが、待遇改善という費用も付けています。資料2－5で、例えばB型で4分の3以上保育士の比率があれば少し加算があるとしています。国も、何も手だてがなく免許の無い方でもよいのであれば、免許の無い方を選ぶかということに経営の面ではなるかもしれません。そうではなく、基準はそうであるけれど、当然保育士の資格をとられた方にはスタートの段階では国もそのように考えているということを見た中で、原案を出しています。

(藤原委員) 私も保育士の資格はとても大事だと思っています。ただ、明日にでも預けたいと思っている人にとって、預け先が多い方がありがたいと思われるのではないのでしょうか。子育て支援員を募集される時に、保育士の免許がなくてもよいですという形になると、誰でもよいのかな、子どもがいて子育てしたからできるかとも思い、応募されると思います。そういうものと、集団で子どもを見て行くという部分では、全く危険度合いが違ってくると思います。万が一免許の無い方で研修を受けたからそれでよいという形ではなくて、教員でも10年単位で免許の更新が必要になっていますので、支援員になられた方もそれで終わりではなくて、定期的に、更新やきちんとその方が力量に合っているかどうかという確認が必要だと思います。免許を持っているからきちんと学級経営ができるかということとそうでない先生もおられたように思うので、まずは待機児童対策に重きを置き、それと保育士の資格がある人が欲しいというところと、支援員ということで研修を受ける必要があるという形の募集の仕方にしたらいと思います。目の前の子どもの命に重きを置いているということで募集をすると、応募される方の気持ちも少し違うのではないのでしょうか。

(橋本委員) 今の発言と関連してくるのですが、どうしても事業者目線で言ってしまうのですが、優秀な労働力としての育児中の女性が待機児童を抱えているが為に仕事に就けないということは、経済全体の大きな損失であると認識しています。勿論、保育のレベルを落とすべきではないということは確かにそうですが、待機児童をどのようにゼロにするかという、綱の引っ張り合いのような部分が出てくると思います。現在できることの中で保育のレベルを極力落とさないということを保ちつつ、極力待機児童をゼロにするためにはどうしたらよいかということが今回の行政としてのご提案だと思いますので、私自身は保育士の数を絶対に確保しなければならないという所を、現状の保育レベルを極力守るために何をする必要があるのか、一方で待機児童を極力ゼロにするために何をする必要があるのかという所

の見地で、保育の事業に携わっておられる方にも、今回の行政の提案を見ていただけたらと思います。私は基本的にはこの方向を支持して行きたいと思います。

(三柴委員) 芦屋市として保育の水準を売りにしている所がありますので、保育士の有資格や配置基準などは私としては守っていくべき所かと思います。何か事故があった時にはそのイメージはすぐに崩れてしまいますので、芦屋市として最低限守らなくてはならない所を先ずはベースに積み上げて行くべきではないかと思います。ただ待機児童解消というのは芦屋市が今からやろうとしていること。ベースラインだけは踏み外すべきものではないと思っています。

(会 長) ベースラインは人数のことですか。

(三柴委員) 配置基準の方です。

(安里委員) 預ける側としては、保育士資格より預けたいというのはありました。それは保育所だけではなく、友達と遊ぶ時に、急に仕事が入って友達にみてもらったことがあります。たまたまそのお母さんは保育士だったのでなにかしら安心がありました。預かってあげましょうかと声をかけてくださったのでお願いしたのですが、その時にこのお母さんは保育士の資格を持っているので、もしものときに対応可能だと一瞬よぎったので、そのようなことはあるのかなと思いました。けど待機児童の問題は確かにあるので、それにこだわりすぎるとできないということであれば、研修を受けているだけでも何もしていない人よりはよいと思います。最低限それがあれば、保育士がいないからたくさん預かれないと言われるよりはよいかなと思います。

(山本委員) 私は幼稚園の方なのですが、資格の問題というのは、保育士がいないからどんどん資格を持っていない人も入ってくるのはあまり良い制度ではないと思います。やはり資格というのは大事だと思います。ただ資格があれば何でもよいのかというとそうはいきません。幼稚園の場合でも、教員の免許を持っていたとしてもそれがあればよい先生かという訳ではないので、子どもに接して関われるということが大事ですので、そう考えると資格だけで決めるのはいけないなと思います。どうして保育士が少ないのかと考えると、労働条件が非常に悪い、そして給与が低い。これは幼稚園の先生もそうですが、ここを徹底的に直さない限りはどうしようもないのではないのでしょうか。新制度ではそれをうたい文句にしていますが、期待していたより全然ダメです。なんだこれはというのが正直なところです。これで待遇改善になるのだろうかと思っています。

(金光委員) 私も幼稚園の立場ですが、たくさんの目で子どもの安全を確保するのが、子どもをお預かりしていて一番大切だと思います。保育所は子どもさんの年齢が小さいこともあるので、現在の芦屋市の基準は守っていただきたいと思います。資格はある方がよいに決まっていますが、待機児童が多いということをきちんと分かっておかなくてはいけないと思います。

(末谷委員) 新しい制度で保育士の資格がよいのか、資格が無くても研修でよいのかという所で、芦屋市本来のよさを出して保育士を確保していこうということをした場合に、小規模保育をやろうという事業者は、西宮市、神戸市でやろうとなってしまう、利用者も西宮と神戸に分かれるということもあるのではと思います。住まいも変わるのではないのかというぐらいだと思います。これだけでなく保育園と幼稚園にしてもそうなのですが、両方を上手くミックスできたらなと思います。

(有馬委員) やはり保育士資格があった方がよいと思うのですが、保育士資格を持っていたらすばらしい保育ができるのかということでもないと思います。それプラスそ

の人が持っている思いやりなども必要だと思います。実際働く人たちが増えてきていて、応援したいと思っています。PTAの方たちも自分の子どもも見たいけれども、働きたいという人たちも増えてきている気がしますので、そういった所に視点を当てていただいて、お手伝いみたいな感覚であれば、最初の1時間半と最後の1時間半が凄く忙しいと言われていましたが、近隣の方たちに手伝いをさせていただくというのもよいのではと思いました。そのあたりの手順を芦屋で決めていただけたらと思います。あとPTAで感じるのは、芦屋市のママたちは本当に素直でまじめで一生懸命すぎるぐらいです。お手伝いをお願いしたら名乗りを上げてくださる方もたくさんいると思います。

(加納委員) 待機児童ゼロはあり得ないと思っています。子育て支援員が新しく出てきていますが、私は無理だとしても、子育ての終わった時間的に余裕のある専業主婦たちが研修を受けて支援員になったということを前提に考えてみると、今の保育士のレベルアップになるのではと思います。保育士が一度保育士になったらそのまま続いて、その間に充実した研修を重ねているのか分からないのでこのような質問ができるのですが、芦屋市全体の保育力・教育力をアップしたいと願う市民が多いと思います。そうであれば今現在の保育士自身の質の向上も願いますし、それと同時に待機児童がゼロに行かないまでも、きめ細かい保育を願うならば、この支援員制度というのはかえってプラスになると期待をしたいというのが私個人の判断です。これはおもしろいと思います。保育が0歳から18歳までのスケールで考えるということを今初めて聞きましたので、それだったら50、60歳位の人が応援隊で入るのは現場の質の向上のよいのではと思います。それはあくまでもそれを管理する部門がしっかりと管理してくだされば、芦屋はとても素晴らしい保育ができていくと思います。

(飯田委員) 私自身は保育士の資格は置いておいたとしても、人数は絶対に確保して欲しいと考えているのですが、保育士資格を持っても、資質的に保育士に向かないかなという方もいるし、お手伝いしたいという方に保育士になったらよいのにといい人もたくさんおられるので、それは採用側がきちんと目をもっていればよいのではと思っています。そう言った意味も含めて目の数を揃えておきたいというのがありまして、芦屋市の基準は他よりもよいと言われるのであったら、その質はきちんと担保に持った上で、保育の拡充に努めていただきたいと思います。実習生を受け入れるにあたって、実習元の先生などは、最近保育士になれる学科を持つ大学がいくつか増えてきていますが、半数は幼稚園にも保育園にも行かず企業へ行くそうです。実習を見ていて、こんな仕事はできないというのがあつてなりたがらない人がいます。潜在的な保育士はたくさんいると言われていたのですが、先生方にも保育士の仕事はいいよと伝えていただき、行政の方には待遇改善をお願いしたいです。数年前に正規の募集をかけた時にたくさん募集の人がきたので、その人になぜここを選んだのかを聞いたら、若干上乘せの待遇で出した所で来たと言う話もありましたので、実際子どもに触れたいと言う人が資格を取りに行くわけなので、それに見合うだけのものを出してあげるといふ懐の深さを芦屋市に期待したいと思います。

(下岡委員) 若干誤解されていると思ったのは、保育士資格に絶対こだわってと言ったのは、保育士資格を持ちながら働いていない方がたくさんいるはずだという前提があるからです。そこがあえて保育士資格を持っていない人から選ばなくても、保育士資格を持った人が応募できるシステムになった方が、最低のラインという意味で

は保育士資格を持っている人、だけどこの人ならば働きたいと思えるようなことにできないかと思ったところと、支援員として入っても保育士資格を取っていただきますという方向があるとか、芦屋市が目指している所は他の市に行ってしまうかなという懸念もありますが、一方では保育士レベルの高い事で安心してこちらへという人もいます。そういう意味で、きっと潜在的に保育士の資格を持っている人がたくさんいるし、働いていて辞めた人が山ほどいるのではないかと考えています。アルバイトで来てくださる若い人やお年寄りの方が、ほとんど私立園で働き続けられなかったという現実があります。待遇のことや、どうしてこの人は正規で働けなかったのだろうと残念に思う人がたくさんいます。そんな人が家庭の中にまだまだいらっしやると期待をしている上での保育士資格という意味です。

（副会長）お話を聞きながらもう一度資料を読み直していたのですが、職務的になさっている方は、重大な課題であるご存じなので、その所を強調されるのはもっともですし、そこを声を大にして言い続けていただきたいと思います。今回の支援制度で言えば、一番目立つ所は地域の教育力の再生や、家庭の教育力の再生で、国の考え方としては、おそらく支援員を作ることパイプラインを作ろうとしているのではないのでしょうか。支援員として就職して研修を受けて保育士になるというルート、システムを芦屋市が作られたらよいのではと思います。地域全体を考えると、支援員を作ると言うことにはかなりいろいろな課題があると思いますが、そこを突破口にして、地域の中のプラス効果もあると思います。実践力のレベルアップ、地域の子育て力をアップする、支援員がアメンバー的な役割をしてきて、急に保育士になるのは難しいけれども、支援員としてある意味実践していきながら、その人が専門の保育士に育っていくシステムを使って保育士のレベルアップと同時に、これから人を育てて行くという視点、結果的には今は資格が無いけれど地域で活動してくれる訳ですから、その地域の子育て活動の支援役になってくれることも考えれば、試験的に施行してみて、芦屋市としてそれを先に発展させたシステムに載せていくかという案を明示される必要があるのではないのでしょうか。支援員になれば先はこうなるという道が見え、支援員で終わりではなく、前提として子育ての経験のある人で考えていますし、働くことは難しいが自分の力を生かしたいという住民、特に専業主婦層の方々の励みとなる場となるかもしれません。プラスとマイナスは必ず起こりますから良いことばかりではないと思います。全体の構想の中でこの支援員を実際にどう創設していくのかという芦屋市プランを持ってからやるということが求められると思います。皆様の意見を聞いて、皆さんに賛成と思いました。それはそれぞれ皆さんの立場のご意見なので、全体的な芦屋市という地域の中でどう有効に働いていくのかということの明示をされないと、賛成しようとは誰も言わないのではないのでしょうか。子育てするなら隣の市へ、働くなら隣の市へ行こうというようなことを言われるならば、働くのも子育ても芦屋市でと言えるようなプランを構想して、新制度を作らなくてはいけない時だからこそ、先への見通しがどうあるかということは見据えていただきたいと思います。

（会長）一番大事なことは、今は一貫して基準を決めるということが前提にあります。1つ考えなくてはいけないことは、子ども・子育て会議としてどのような原案を提出していくのかということは今議論しているということです。いろいろな処遇改善で特に保育士、幼稚園の先生も含めて、芦屋市で保育士、幼稚園の先生にな

ることが働きやすいとなっていくことが大事です。これは基本的に芦屋市が沈没しないということが一番前提で、西宮、神戸、伊丹に行ってしまう、芦屋から人がいなくなりましたとなれば、結果的に幼稚園も公立もせっかく維持して行こうとしているのに、みんなで共倒れをしていくということを一番避けなければいけない事態だと思います。芦屋に住んでもらえるように、この保育を選んでもらえるようにするという所で、働きやすい、起業しやすいようになるということを前提に考えなくてはいけないと思います。資格に関しては資格がある方がよいに決まっていますが、新しいものを始めるには必ずリスクはあるわけです。小規模型をやるといっても、凄くよい雰囲気でも家庭的になって行く可能性もあるし、遠くまで行かなくても地域にどんどん小規模型が増えて行けば、0、1、2歳を預ける方は近くにできるというメリットもあるし、その環境設備によってはリスクを負っていくということも当然あります。その辺は芦屋市としてやる以上は、これだけ意見が出ているということを踏まえて行政としてリスクにならないようにあとの監査や内規で、家庭的に利用された方がよい形になるようなことを考えていってもらい、やるからにはそのチェック体制をきちんとしてもらうことが大事であると思います。資格に関しては、国が急に保育士の給料を上げてくれるとはとても思いにくいし、公定価格についても悲慘な状態ではないかと思っています。芦屋市としてこれからの少子化と働く女性の支援をするような街にして行こうとしていくためには、市民力を活性化するというところに子ども・子育て支援新制度を用いるという計画にしていかなないと、単なる資格を下げましたというイメージになってしまいます。芦屋はたくさんの人材がいらっしゃるので、みんなで芦屋市の子育て力をアップしていこうというイメージであれば、それは夢のあるビジョンになるということです。そこは市としての今後の計画に期待をしたいですし、資格論議であってはいけないと思います。せっかくの市の提案なので、そこをイメージして働きやすくしてもらった方がよいのではと思います。基本的に保育士をゼロにしようということではなく、これは小規模保育事業B型の話ですので、保育所も無資格でよいと言っている訳ではなく、小規模型に関しては19人以下の地域の中なのでいろいろな方を活性化するという夢を持った理論で、特に発達支援とか障がいのある子どもが地域の通いやすい所となったときに、いろいろな市民力が必要です。さらに言えば、研修の中身の義務付けと、潜在的保育士の発掘というのは市町村によってはもうしている所もありますから、そういった研修は市独自で作っていき、芦屋市で潜在的に保育士資格を持っている方は、研修を受けてまた参画するという入り口を作っていただくとよいかと思います。6対1、5対1の問題が残ってきますが、これは今現在5対1なので、あとは財源の問題などいろいろなことがあります、市の提案は6対1の国基準で、子ども・子育て会議では5対1でこのまま現状維持でいて欲しいという意見ではないかと思うので、少なくとも現状維持の5対1を目指していただく方向でお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(三井委員) ただ資料2の中でお示しさせていただいているように、国がプラス1という形にしていますので、国の保育所に基準とは全く違うということになります。それを市の基準でいきますと、国と違うのは0歳の3対1ですから、そこは5対1と6対1の違いなので、この表を見ていただくと、B型でいけば、今回のB型基準の方が人数としては多くなります。同じように、市が提案している方が芦屋市の基準よりは多いということも出てきますので、それを除くとほぼイコールという

ことになりますので、表現を国と一緒にしてプラス1とするのか、そうではなくて市が則っているように、全体の中で増やすという形になるのかで、比較的言っていることは同じような形だと思っていますので、こちらのご意見を踏まえながら最終的に原案を整理したいなと思います。

(飯田委員) 表の意味はよくわかるのですが、なぜ5対1と言ってくれないのかと思います。

(三井委員) 行政内部の議論の中では、今回の制度に関しては全て1からという論議もありました。ですから、今の基準についても1からという形でいくと国が示している基準が本当によいのか悪いのか、そのような形をして行く中で、もともと保育所というのは20人以上ですので、今回新たに19人までの小規模という形を施設給付と同じような位置づけの中に入るとした時に、同じということもあったかと思いますが、1つの考え方として、国通りという形の方が分かりやすいということもあり、今回はそのような形を提案させていただきました。中身の論議はしていただくということで、全く他意はございません。あくまで小規模の話であって、普通の保育園まで広げるということではありませんので。

(会 長) 前提は小規模という話で、保育所に影響するという話ではないということです。そうは言っても小規模も芦屋市の現状基準である5対1もご検討ください。

(三井委員) もちろんです。

(会 長) 子ども・子育て会議の総意としては芦屋の基準通り現状維持で行っていただきたいということで、原案を出させていただきます。では、(3)放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準について(4)特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準について、簡単に説明をお願いします。

(3) 放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準について

【事務局より資料説明（放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準について）】

(会 長) 引き続き特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準についての方をお願いします。

(4) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準について

【事務局より資料説明（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準について）】

(会 長) 放課後児童ということに関して、今は全国的に3年生までということが多いのですが、6年生までと国が言っています。また、学童保育では児童支援員も今は資格要件は全くなく、そこもきちんと研修していくという国の流れですが、芦屋市としても小学校の事に関しては同じようにやって行こうということが先ほどの説明で、それに対して基準が条例として今後作られていくという簡単な説明をしていただきました。一番大事なのは、量の見込みのワークシートで実際どれくらい需要と供給があるのかということで、これがはっきりしない事には、具体的にどうするのかということになってきますので、次回の会議ではワークシートに数字が入ってくるといいますし、いずれにしても、やろうと言う時に条例がなけれ

ば実施できないので、その時にできるだけ国基準に則ったものでありつつ、一部芦屋として今までやってきたものをどう落とし込むかというのが今の原案だと思います。条例ができるまでに見ておいていただいて、何かご意見があれば事務局へ問い合わせ等していただけたらと思いますが、事務局はよろしいでしょうか。

(事務局宮本) 次回にはワークシートの確保方策と照らし合わせながら、特定教育・保育、放課後児童についてはまた議論をしていただきたいと思います。

(会長) 保育所そのものがどんどん長時間化しているということは、当然小学校へ行っても長時間預かって欲しいというニーズが増えているという日常の中で、国もどうしていくのかということ、重い腰を上げて始まりつつあるということだと思います。そこに事業として若干のお金がついてくるということで、需要と供給によっても、施策が変わってきますが。そのようにご理解いただき、また基準案については皆さん読んでいただいて、また次回ご質問があればよろしくお願いします。

(友廣委員) 学童保育の基準の検討に関しては次回に時間を取っていただけたと思いますが、1つだけ質問したいのは、説明していただいた表現の仕方の中で、他の事業者がこれから入ってくるという表現がいくつかありましたが、私としては今やっている留守家庭児童会でやっていただけたらよいと思うのですが、他の事業者を他から入れようという意図はあるのでしょうか。

(事務局宮本) 入れようというものではございませんが、この放課後児童の事業の条例自身が他のものを排除するものではございませんので、市が届け出を受けたものはこの基準を満たしてれば、放課後児童育成事業を行うことができると言う解釈をしております。その1つの事業として、芦屋市は留守家庭児童会を長い歴史の中で運営しているという認識で位置づけています。

(三井委員) 長い歴史の中で現在行っている留守家庭児童会、学童保育の位置づけというのは十分理解もしていますし、大事なものだと思います。今回国の示す法律の中で示されているのは、放課後児童対策についてこういうものを作りなさいと言われていますが、我々としては留守家庭児童会があるから作りたくないと言いたい部分もございます。今事務局が申しましたように、この基準を定めてその中で条件が合う事業者がいた場合、それについては認めざるを得ないということになります。市が主体的に誘致したり実施するのは別の観点です。例えば小規模を市がB型で行くということで、誘致をすることについてはよいのですが、子ども・子育て会議の中でご了解をいただけたとしても、そこは排除する訳にはいかないという形になっていますので、基準を作るということと市として実施するということは、切り離してお考えいただきたいと思います。

(飯田委員) 今は3年生までの事業だと思うのですが、6年生までの数の見込みも出ていますので、6年生までどうするかというアイデアが出てくるのかと思っています。4年生から6年生の部分については、市はしないけれどもやってくださる所があればお願いするという切り分けでしょうか。

(三井委員) 今のところは考えていません。ただ、4年生以降をどうするかということは現在やっていませんので、所管が考えているところです。今現在は言えないですが、それは市の事業として、当然法律では3年生までだったものが6年生までになっているということですので、それも踏まえたうえで市としても検討していかなければならないと思っています。

(会長) ではその他の連絡事項を事務局お願いします。

(5) その他の連絡事項

【事務局より事務連絡】

(会 長) ありがとうございました。ではこれで第2回の子ども・子育て会議を終了させていただきます。ご協力ありがとうございました。

<閉会>